

経営革新計画の変更の承認について

経営革新計画承認者においては、当該計画が次の要件に該当する場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第10）」および添付書類を、県経営改革課に申請してください。

〔変更申請該当要件〕

- 承認経営革新計画の取組み内容又は目標が変わるような変更が生じた場合
- 別表3の設備投資額、運転資金および資金調達額に係る計画の実施時期が事業年度を越えて変更になるなど計画全体に影響を及ぼすような変更が生じた場合
- 設備投資額や運転資金の変更により、資金総額および借入の増額変更が生じた場合
- 承認以降、承認企業が法人化又は改組、若しくはその他の事由による名称等の変更や本社所在地の移転等、住所の変更が生じた場合

〔変更申請書類〕

- ① 「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第10）」
 - ② 添付書類
 - 変更後の別表1～5、および該当する別表の変更前のもの。
 - 承認時以降の決算報告書および直近までの試算表
 - 名称、所在地に係る変更については、商業登記簿謄本又は登記に係る履歴事項全部証明書等を変更内容に応じて添付する。
 - その他、変更内容の説明に必要な書類を適宜添付してください。
- ※ 添付書類の提出部数 各1部ずつ。
- ※ なお、上記の要件以外の軽微な変更については原則として変更承認の必要はありませんが、内容により判断が必要となる場合がありますので、承認計画に変更が生じることとなった場合には、県新産業創出課にご相談ください。
- ※ また、変更の承認審査にあたっては、再度内容審査が必要な場合と書類等による書面審査のみの場合がありますので、変更内容によって変更承認までの期間に違いがあります。（内容審査に要する期間は約1ヶ月）特に、融資に関係する変更については、なるべく早い時期にご相談ください。

<ご連絡・ご提出先>

福井県産業労働部経営改革課

経営支援グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0367